

第2期天理市子ども・子育て支援事業計画 【中間見直し】



令和5年3月改訂

天理市

【 目 次 】

第1章 計画の見直しについて.....	1
1. 天理市子ども・子育て支援事業計画について.....	2
2. 天理市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて.....	2
3. 中間見直しの基準及び対象.....	2
第2章 量の見込み及び確保方策.....	3
1. 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容.....	4
2. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容.....	6

第1章 計画の見直しについて

1. 天理市子ども・子育て支援事業計画について

本市では、子育て家庭が安心して子どもを育てることができ、子どもがすこやかに成長する社会をつくるため、子ども・子育て支援法に基づき平成27年に「天理市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。子ども・子育て支援事業計画は、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」のほか、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以上の3つの法律をあわせて「子ども・子育て関連3法」という。）により新設され平成27年度から開始された「子ども・子育て支援制度」を踏まえています。この計画の推進により更なる子ども・子育て支援策の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期天理市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2. 天理市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

計画の策定にあたり、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号。以下、「基本方針」という。）において、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされています。

第2期天理市子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間であり、令和4年度は中間年にあたることから、過去の実績及び国の基本指針を踏まえ、現状に即した適切な子ども・子育て支援体制の確保を図るため、計画の中間見直しをすることとしました。なお、見直しの対象年度は、令和5年度及び令和6年度とします。

3. 中間見直しの基準及び対象

内閣府からの通知「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方」（令和4年3月18日事務連絡）において、見直しの必要性の判断基準が以下のとおり示されました。

- 令和3年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における量の見込みより10%以上の乖離がある場合
- 上記に該当しなくとも、将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合
- その他、地域の実情等を踏まえて見直しが必要な場合

上記基準と照らし合わせ、以下の内容を検証し、対象を選定しました。

1. 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容
2. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容

第2章 量の見込み及び確保方策

1. 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容

当初計画：56頁

①学校教育・保育の提供体制の確保についての考え

今後、人口の減少、幼児教育・保育の無償化の影響及び保育所ニーズの増加により幼稚園の入園児童の減少が予想され、対応の必要があります。また既存の幼稚園・保育所の施設で老朽化などの課題を抱えており、対応の必要があります。

このような課題に総合的に対応するため、以下の策を講じます。

- 北保育所の建て替えや幼保の再編等による受入拡大
- 小規模保育所の整備（予定） 民間認可保育施設の整備

②各年度の学校教育・保育の需要量と確保方策

ア. 令和2年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策（令和2年度）

	単位	3～5歳			3号		
		1号	2号 (幼稚園)	2号 (認定こども園 及び保育所)	0歳	1・2歳	
需要量	人	523	138	783	275	565	
確保 方策	幼稚園	人	523	138	-	-	
	保育所、 認定こども園	人	-	-	781	150	428
	小規模保育	人	-	-	-	15	32
	合計	人	523	138	781	165	460

イ. 令和3年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策（令和3年度）

	単位	3～5歳			3号		
		1号	2号 (幼稚園)	2号 (認定こども園 及び保育所)	0歳	1・2歳	
需要量	人	480	135	797	269	578	
確保 方策	幼稚園	人	480	135	-	-	
	保育所、 認定こども園	人	-	-	781	150	428
	小規模保育	人	-	-	-	27	58
	合計	人	480	135	781	177	486

ウ. 令和4年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策（令和4年度）

	単位	3～5歳			3号		
		1号	2号 (幼稚園)	2号 (認定こども園 及び保育所)	0歳	1・2歳	
需要量	人	468	132	780	262	586	
確保 方策	幼稚園	人	468	132	-	-	
	保育所、 認定こども園	人	-	-	781	150	428
	小規模保育	人	-	-	-	27	58
	合計	人	468	132	781	177	486

エ. 令和5年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策（令和5年度）

	単位	3～5歳			3号		
		1号	2号 (幼稚園)	2号 (認定こども園 及び保育所)	0歳	1・2歳	
需要量	人	305 456	17 129	763	160 255	575	
確保 方策	幼稚園	人	305 456	17 129	-	-	
	保育所、 認定こども園	人	-	-	854 781	169 150	473 428
	小規模保育	人	-	-	-	27	58
	合計	人	305 456	17 129	854 781	196 177	531 486

オ. 令和6年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策（令和6年度）

	単位	3～5歳			3号		
		1号	2号 (幼稚園)	2号 (認定こども園 及び保育所)	0歳	1・2歳	
需要量	人	273 434	15 126	756	160 248	562	
確保 方策	幼稚園	人	273 434	15 126	-	-	
	保育所、 認定こども園	人	-	-	854 781	169 150	473 428
	小規模保育	人	-	-	-	27	58
	合計	人	273 434	15 126	854 781	196 177	531 486

2. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に規定されている以下の13事業をいいます。今回の中間見直しでは、「○」の事業を見直します。

事業名	見直し
(1) 時間外保育事業	○
(2) 学童保育所（放課後児童健全育成事業）	
(3) 子育て短期支援事業	
(4) 地域子育て支援拠点事業	
(5) 一時預かり事業	○
(6) 病児保育事業（病後児対応型、体調不良児対応型）	○
(7) 子育てサポートクラブ（ファミリー・サポート・センター事業）	
(8) 乳児家庭全戸訪問事業	○
(9) 養育支援訪問事業	○
(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	○
(11) 利用者支援事業	
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

(1) 時間外保育事業【市全体】

延長保育

仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を図り、子育てへの負担感を緩和し、安心して子育てができる環境を整えるために、保育時間を長時間延長して支援を図ります。

表 時間外保育事業の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	人	648	633	618	603	588
確保方策	箇所	12	12	12	12	12

長時間預かり保育

通常の保育時間以外の早朝（8:00～8:30）と保育時間終了後に長時間（終了後～18:00）預かるサービス。長期休暇期間中も含まれます。長時間保育については就労証明が必要となります。

天理市立櫛本・前栽・三階堂・柳本幼稚園 幼稚園全園での長時間預かり保育

- 長時間預かり保育
- 預かり日 : 月曜日～金曜日
長期休業期間（春・夏・冬休み）
*土・日・祝日・年末年始を除く
- 預かり時間 : 午前8時～午前8時30分
幼稚園の保育時間終了後から午後6時まで
- 実施要件 : ①当幼稚園に在園していること
②保護者が就労する場合であること（就労証明書が必要）
- 預かり保育料 : 1日300円（平成30年現在）（令和4年度現在）
- その他 : 弁当・おやつ・水筒・午睡用布団は持参、自家用車での送迎可能
【保育の必要性の認定】を受けられた方は無償

(2) 学童保育所（放課後児童健全育成事業）【小学校区】

学童保育所

保護者等の労働または疾病等の理由により、昼間保護者のいない家庭の児童（放課後児童）を預かります。

①学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策

現在、供給量は充足されているものの、今後学童保育所の利用は増加していく見込みです。今後の需要量に対しては、学校施設を活用するなどして、需要量が確保方策を上回る地域においてもニーズを充足することができるよう柔軟に対応していきます。

また、学童保育所（放課後児童健全育成事業）は共働き家庭が主に利用されていることから、今後の子育て世帯の就労ニーズの増加や地域における女性の就業率の動向にも配慮しながら、国が定める「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ子どもが安全に安心して過ごせる居場所の確保に努めます。

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量		人	838	865	867	935	994
	1年生	人	179	176	173	211	213
	2年生	人	215	179	176	189	228
	3年生	人	200	215	179	192	205
	4年生	人	139	200	215	195	208
	5年生	人	66	57	86	103	93
	6年生	人	39	27	23	45	47
確保方策		人	905	905	905	905	905

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（山の辺）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量		人	71	73	77	84	86
	1年生	人	17	16	16	20	16
	2年生	人	19	17	16	17	21
	3年生	人	13	19	17	17	18
	4年生	人	15	13	19	18	18
	5年生	人	3	7	6	9	9
	6年生	人	4	1	3	3	4
確保方策		人	70	70	70	70	70

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（井戸堂）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
需要量	人	98	108	108	125	131	
	1年生	人	26	25	24	29	26
	2年生	人	18	26	25	26	32
	3年生	人	29	18	26	27	28
	4年生	人	9	29	18	28	29
	5年生	人	13	4	14	8	13
	6年生	人	3	6	1	7	3
確保方策	人	94	94	94	94	94	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（前栽）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
需要量	人	197	200	202	220	241	
	1年生	人	41	41	41	51	55
	2年生	人	50	41	41	45	55
	3年生	人	45	50	41	45	49
	4年生	人	34	45	50	45	49
	5年生	人	16	16	22	24	22
	6年生	人	11	7	7	10	11
確保方策	人	210	210	210	210	210	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（二階堂）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
需要量	人	78	79	74	75	79	
	1年生	人	12	12	12	16	18
	2年生	人	25	12	12	14	18
	3年生	人	22	25	12	14	16
	4年生	人	12	22	25	14	16
	5年生	人	4	6	11	12	6
	6年生	人	3	2	2	5	5
確保方策	人	86	86	86	86	86	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（樺本）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
需要量	人	52	55	56	57	60	
	1年生	人	10	10	10	12	13
	2年生	人	20	10	10	11	13
	3年生	人	11	20	10	11	12
	4年生	人	6	11	20	11	12
	5年生	人	3	3	5	10	5
	6年生	人	2	1	1	2	5
確保方策	人	77	77	77	77	77	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（柳本）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
需要量	人	62	67	71	80	87	
	1年生	人	17	17	16	18	19
	2年生	人	12	17	17	17	19
	3年生	人	13	12	17	18	18
	4年生	人	15	13	12	18	19
	5年生	人	3	7	6	6	9
	6年生	人	2	1	3	3	3
確保方策	人	70	70	70	70	70	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（丹波市）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
需要量	人	134	137	139	145	150	
	1年生	人	29	28	27	32	30
	2年生	人	35	29	28	29	34
	3年生	人	28	35	29	30	31
	4年生	人	24	28	35	31	32
	5年生	人	11	12	14	17	15
	6年生	人	7	5	6	6	8
確保方策	人	140	140	140	140	140	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（朝和）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
需要量	人	146	146	140	149	160	
	1年生	人	27	27	27	33	36
	2年生	人	36	27	27	30	36
	3年生	人	39	36	27	30	33
	4年生	人	24	39	36	30	33
	5年生	人	13	11	19	17	14
	6年生	人	7	6	4	9	8
確保方策	人	158	158	158	158	158	

(3) 子育て短期支援事業【市全体】

子育て短期支援事業

●ショートステイ

保護者が病気や災害等の緊急時に保育が困難になった時に児童福祉施設で一時的に子どもを預かる事業です。

●トワイライトステイ

保護者などが仕事等の理由で平日の夜間又は休日に不在となり、家庭での保育が困難な場合に児童福祉施設で子どもを預かる事業です。

●本市では子育て短期支援事業の天理市内外の施設として社会福祉法人天理（天理養徳院）、いかるが園、宝山寺福祉事業団（いこま乳児院）の3箇所と登録契約しています。

表 子育て短期支援事業（ショートステイ）の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	人日/年	86	86	86	86	86
確保方策	人日/年	86	86	86	86	86

* 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	人日/年	38	38	38	38	38
確保方策	人日/年	38	38	38	38	38

* 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

(4) 地域子育て支援拠点事業【市全体】

地域子育て支援拠点事業

●一般型

子育て中の保護者等が気軽に、自由に利用できる場を提供。育児相談・情報提供・子育てに関する講座などを実施しています。

《すこやかホール・サロンドキッズ・にぎわいプラザ・ジブリ広場（カレス学園内）・子育てゆとり創造センター天理（柳本保育園内）》

●一般型（出張ひろば）

地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域において、週1～2回公民館等を活用して「出張ひろば」を開設しています。

●一般型を5箇所、一般型（出張ひろば）を1箇所で展開しています。

表 地域子育て支援拠点事業の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	人回/年	17,606	17,198	16,790	16,382	15,974
確保方策	箇所	5	5	5	5	5

(5) 一時預かり事業【市全体】

①一時預かり（幼稚園型）【市全体】

幼稚園の預かり保育

通常の保育時間終了後に預かるサービス。教育課程に関わる教育時間終了後に、希望する者を対象とし、地域や園の実情に応じて預かり保育を市内市立幼稚園全園で実施しています。

表 一時預かり（幼稚園型）の需要量と確保方策（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	1号	人日/年	13,389	12,774	11,981	15,602 11,674	14,849 11,110
	2号	人日/年	3,533	3,456	3,379	1,227 3,302	1,199 3,226
確保方策		箇所	8	8	8	6 8	6 8
		人日/年	16,922	16,230	15,360	16,829 14,976	16,048 14,336

②一時預かり（幼稚園型以外）【市全体】

一時保育

パート就労や疾病等の緊急時、育児疲れ解消等の理由で保育が必要となる場合に、一時的に保育所（園）等で子どもを預かる事業です。

《南保育所 前裁こども園、カレス学園、朝和保育園、ひまわり保育園、柳本保育園、前裁学園、すくすくKIDS広場、子育てサロンサロンドキッズ、花音保育園で実施。天理こだま認定こども園でも実施予定。》

表 一時預かり（幼稚園型以外）の需要量と確保方策（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	一時預かり事業 （幼稚園型以外）	人日/年	8,186	8,004	7,819	6,000 7,638	6,000 7,452
	確保方策 （幼稚園型以外）	人日/年	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500

（6）病児保育事業（病後児対応型、体調不良児対応型）【広域連携】

病児保育事業

●病児対応型

子どもが病気の回復期に至らない場合で、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を保育所（園）、病院等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業です。本市では天理こだま認定こども園において令和5年6月開園実施を予定しています。

●病後児対応型

子どもが病気の回復期で、集団保育の困難な時期、当該児童を保育所（園）、病院等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業です。本市では圏域での広域利用を推進し、田原本町と連携しています。天理こだま認定こども園において令和5年6月開園実施を予定しています。

●体調不良児対応型

事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童を預かる事業です。

表 病児保育事業の需要量と確保方策（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量		人日/年	1,582	1,546	1,509	1,472	1,436
確保方策		人日/年	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468

当初計画：65頁

(7) 子育てサポートクラブ（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）【市全体】

子育てサポートクラブ

子どもを預けたい方と預かっていただける方が会員登録し、地域で子育て家庭を支援するサービスです。

表 子育てサポートクラブの需要量と確保方策（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量		人日/年	57	55	54	53	52
確保方策	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）	人日/年	57	55	54	53	52

(8) 乳児家庭全戸訪問事業【市全体】

乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児並びにその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。本市では生後4か月までに各家庭を訪問します。

表 乳児家庭全戸訪問事業の対象児童数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	人	477	466	454	370	430
確保方策	人	429	419	408	397	387

(9) 養育支援訪問事業【市全体】

養育支援訪問事業

養育の支援をすることが特に必要と認められる児童や保護者などに対し、その養育が適切に行われるように相談、指導、助言やその他必要な支援を行うことを目的とする事業です。

表 養育支援訪問事業の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	件 大	16	16	16	16	16
確保方策	件 大	16	16	16	16	16

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業【市全体】

妊婦一般健診

妊娠中からの母体の健康管理のために妊婦健康診査に関して費用助成をします。

表 妊婦に対して健康診査を実施する事業の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	件	6,678	6,524	6,356	5,000 6,188	4,800 6,020
確保方策	件	6,010	5,872	5,720	5,569	5,418

(11) 利用者支援事業【市全体】

利用者支援事業

子どもや保護者教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報集約を行うとともに、相談支援を実施し、関係機関との連絡調整を図る事業です。

表 利用者支援事業の需要量と確保方策（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・ 特定型	必要見込み量	箇所	-	-	-	-	-
	確保方策	箇所	-	-	-	-	-
母子保健 型	必要見込み量	箇所	1	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1

*「基本型」は、地域子育て支援拠点等の身近な場所で「利用者支援」と「地域連携」を共に行う事業です。「特定型」は、主に市の窓口で子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業です。

*「母子保健型」は、保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに関係機関と協力して支援プランの策定などを行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【市全体】

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が負担する日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用等、また、特定子ども・子育て支援施設に対して保護者が負担する食事の提供に要する費用（副食材料費）に対して助成する事業です。

本市では、特定教育・保育施設の幼稚園で保護者が負担する日用品、文房具等の購入に要する費用や、特定子ども・子育て支援施設の幼稚園で保護者が負担する食事の提供に要する費用（副食材料費）について、低所得で生計が困難である家庭に対してこれらの実費徴収額の一部を補助することで円滑な幼稚園の利用を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【市全体】

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用するために、その参入促進のための事業です。

本市では、既存の私立及び公立の事業者によって各種の子育て支援を充実してきた経緯があります。今後、本市の実情や需給の状況を十分に把握したうえで、既存事業者の動向を踏まえながら適切に検討していきます。

※ 当初の内容と比較しやすくするため、見え消しで表記しています。

